

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

AUGUST 24TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 7月の自動車販売台数 前年同月比+23.0%

【貿易・投資】

- 7月の対内直接投資 前年同月比 1.6%減 対外直接投資 61.8%増
- 北京市 9月より最低賃金引き上げ

【金融・為替】

- 深圳・香港間の株式相互取引が12月にも解禁 資本市場の開放一歩前進
- 7月 クロスボーダー人民元決済額
- 7月 人民元新規貸出 前年同月比1兆100億元減

■ EXPERT VIEW

- 事業者集中申告（その3）事業者集中の「条件付許可」決定について

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表） 大阪:06-6206-8434（代表） 名古屋:052-211-0544（代表）

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆7月の自動車販売台数 前年同月比+23.0%

中国自動車工業協会の15日の発表によると、7月の自動車販売台数は前年同月比+23.0%の185.2万台と、伸び率は前月(同+14.6%)と比べてさらに拡大した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+26.3%の160.5万台、うち、排気量1,600cc以下の小型車が税制優遇策^(注)を受けて好調を維持して同+38.6%の114.4万台と、伸びは前月の+30.3%からさらに拡大した。商用車は同+5.5%の24.7万台と、伸び率がプラスに転じた。

乗用車のタイプ別では、セダンが同+19.6%の82.5万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+47.4%の58.1万台、MPV(多目的車)が同+36.4%の15.4万台と、引き続きSUV、MPVが高い伸びを維持した。

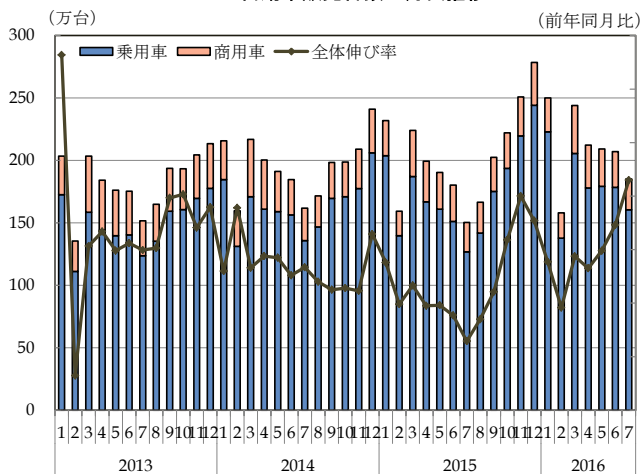
乗用車の国別販売シェアでは、中資系39.5%(6月:40.2%)、独系19.8%(6月:19.2%)、日系18.1%(6月:17.7%)、米国系13.1%(6月:12.2%)、韓国系6.9%(6月:8.0%)、仏系2.3%(6月:2.5%)と、外資系では韓国系、仏系がシェアを落とした。

また、新エネルギー車は前年同月比+98.1%の3.6万台となり、うち、電気自動車(EV)が同+144.2%の2.6万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+33.3%の1万台と高い伸び率を示した。

(注)同税制優遇策の概要は本誌2015年10月21日号の「EXPERT VIEW」をご参照。

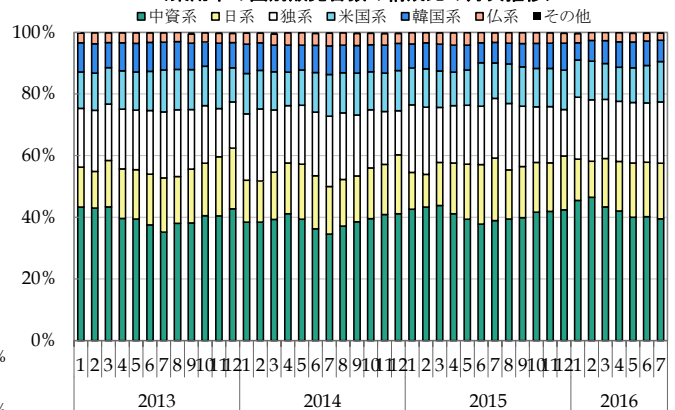
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/415102101.pdf>

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆7月の対内直接投資 前年同月比1.6%減 対外直接投資 61.8%増

商務部の17日の発表によると、7月の新規設立の外資企業数は前年同月比▲3.8%の2,400社、対内直接投資額(実行ベース)は同▲1.6%の77.1億米ドルとなった。1-7月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+9.7%の15,802社、対内直接投資額(実行ベース)は同+4.3%の771.3億米ドルとなった。

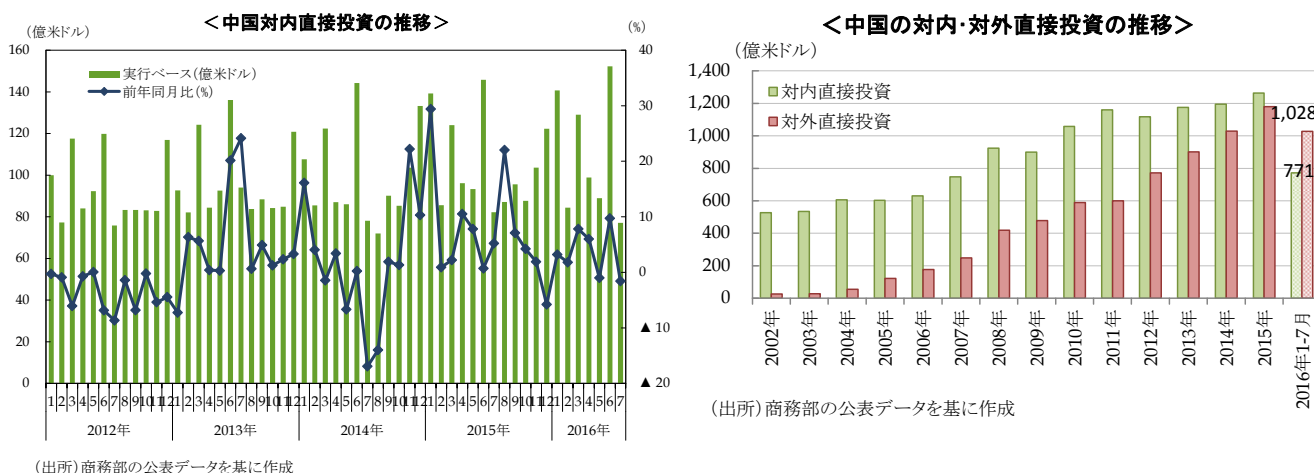
国別では、1-7月の米国からの直接投資額は前年同期比+129.8%の28.5億米ドル、英国からは同+96.8%の14.2億米ドル、ドイツからは同+96.6%の17.9億米ドルと大きく伸び、主に情報通信、コンピューターサービス、ソフトウェア、技術サービス、地質探査、製造等の業種に集中した。英国、ドイツを含めたEUからは同+35.6%の59.5億米ドルとなった。一方、日本からの直接投資は前年同期比▲10.7%^(注)の19.1億米ドル、ASEANからは同▲1.7%の38.8億米ドルと減少した。(注: 当行計算ベース)

また、1-7月の対内直接投資の特徴については、大型投資案件が増加していることも指摘し、投資金額が1億米ドル超の新規設立企業数が443社、1億米ドル超の増資を行った企業数が255社に上り、投資分野は新素材、新エネルギー車とバッテリー、航空機部品、医療機器、IC製品等の研究開発と製造、医療、介護、電子商取引、バイオ研究開発、IoTの技術開発・応用等に及ぶとしている。

一方、1-7月の対外直接投資額(金融業を除く)は前年同期比+61.8%の1,027.5億米ドルと引き続き対内直接投資額を上回るペースで増加した。

国別では、対米国が前年同期比+210%、対ドイツが同+200.6%、対オーストラリアが同+74.3%と一部の先進国向け投資が著しく増加している。

投資方式ではM&Aが中心となっており、1-7月の中国企業による海外企業買収案件は459件、63ヵ国・地域に及び、取引金額は543億米ドルと、1-7月の対外直接投資額全体の52.8%を占めた。



◆北京市 9月より最低賃金引き上げ

北京市人力資源・社会保障局は10日、北京市の最低賃金を1,720元(2015年4月改定)から1,890元へ引き上げることを発表し、9月1日より実施する。

なお、今年に入って最低賃金の引き上げを実施・発表した地域は、北京市に加え、上海市、江蘇省、遼寧省、重慶市、海南省、天津市、山東省、河北省の合計9地域となった。

(注)各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316082401.pdf>

【金融・為替】

◆深圳・香港間の株式相互取引が12月にも解禁 資本市場の開放一歩前進

李克強首相は16日開催の国務院常務会議で、深圳・香港間の株式相互取引(通称「深港通」)の実施案を承認したことを明らかにした。今後4ヶ月の準備期間を経て実施される予定。2014年11月17日の上海・香港間の株式相互取引(「滬港通」)の解禁^(注1)に続き、中国の資本市場開放に向けた新たな一歩になるとした。

中国证券监督管理委员会(証監会)と香港証券先物事務監察委員会(SFC)も同日「共同公告」を発表し、「深港通」制度下の取扱株式の範囲、投資限度額等を明確にした。基本的には「滬港通」の仕組みを踏襲するが、深圳と香港の双方向の累計投資額の上限を設けない等のさらなる緩和も盛り込んだ。

証監会は「深港通」解禁の意義について、中国本土と香港間の株式取引を拡大させることで投資家のニーズの多様化に対応し、より多くの域外資本が本土A株^(注2)市場へ投資することでA株市場の投資構造の改善効果が期待できるとした。さらに中国本土と香港間の経済連携の深化、香港の国際金融センターとしての地位向上、人民元の国際化の促進にも繋がると指摘した。

＜「滬股通」「深港通」／制度比較＞

項目		「滬股通」 (資金の流れ: 香港→上海)	「深港通」 (資金の流れ: 香港→深圳)
対象銘柄	範囲	・上証180指数の構成銘柄 ・上海と香港の証券取引所に同時に上場している銘柄(A株+H株) ^(注2)	・時価総額60億元以上の深証成分指数・中小創新指数の構成銘柄 ・深圳と香港の証券取引所に同時に上場している銘柄(A株+H株) ^(注2)
	銘柄合計 (2016年7月末時点)	・567銘柄	・880銘柄 -メインボード: 270銘柄 -中小企業ボード: 410銘柄 -創業ボード: 200銘柄
投資家条件		・全ての海外投資家 (香港ブローカーを仲介させれば売買が可能)	・全ての海外投資家 (香港ブローカーを仲介させれば売買が可能) ・但し、創業ボード銘柄の売買については、当面、香港当局が認定した「機関専門投資家」に限定
投資上限	開始日からの累計	・2016年8月16日より撤廃 (従来は3,000億元)	・設定せず
	1日の累計	・130億元	・130億元
項目		「上海・港股通」 (資金の流れ: 上海→香港)	「深圳・港股通」 (資金の流れ: 深圳→香港)
対象銘柄	範囲	・ハンセン総合大型指数・中型指数の構成銘柄 ・上海と香港の証券取引所に同時に上場している銘柄(A株+H株) ^(注2)	・ハンセン総合大型指数・中型指数の構成銘柄 ・時価総額50億香港ドル以上のハンセン総合小型指数の構成銘柄 ・深圳と香港の証券取引所に同時に上場している銘柄(A株+H株) ^(注2)
	銘柄合計 (2016年7月末時点)	・318銘柄	・417銘柄
投資家条件		・中国本土の機関投資家 ・中国本土の個人投資家で、且つ証券口座と資金口座の残高合計が50万元以上	・中国本土の機関投資家 ・中国本土の個人投資家で、且つ証券口座と資金口座の残高合計が50万元以上
投資上限	開始日からの累計	・2016年8月16日より撤廃 (従来は2,500億元)	・設定せず
	1日の累計	・105億元	・105億元

(出所) 中国中央政府、中国证券监督管理委员会、香港交易所(HKEX)の公表内容を基に作成

(注 1) 詳細は「BTMU CHINA WEEKLY」2014 年 11 月 12 日号の「トピックス」をご参照。

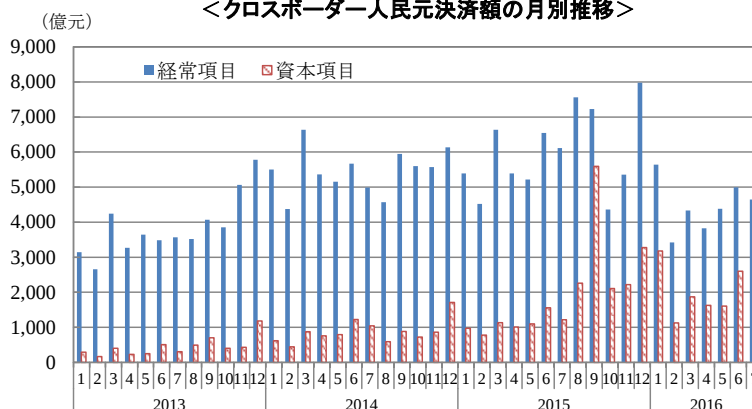
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/41411201.pdf>

(注 2) A 株とは中国本土に上場している中国企業の株式で、中国国内投資家と一定条件を満たした外国機関投資家のみが投資可能。
H 株とは香港に上場している中国本土に登録された中国企業の株式。

◆7 月 クロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の12日の発表によると、7月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が4,647億元、うち、貨物貿易が3,506億元、サービス貿易が1,141億元。資本項目が2,075億元、うち、対内直接投資が1,062億元、対外直接投資が1,013億元となった。

＜クロスボーダー人民元決済額の月別推移＞



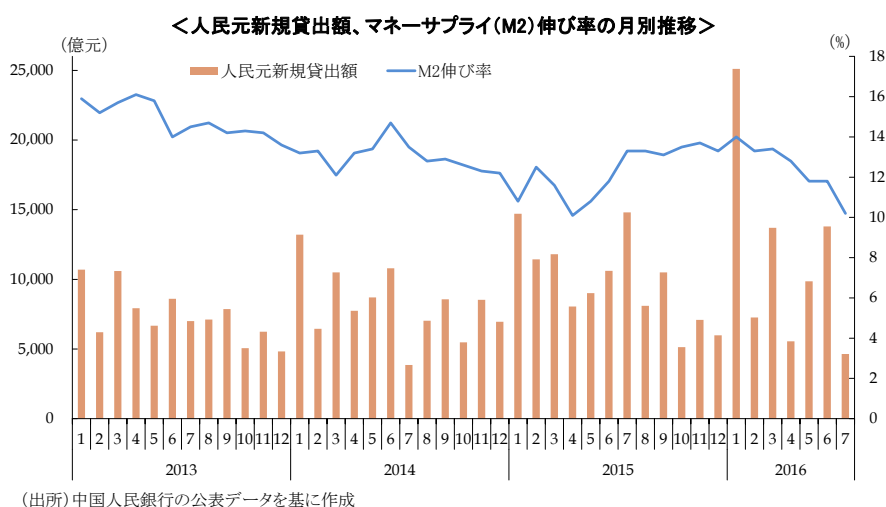
(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆7月 人民元新規貸出 前年同月比1兆100億元減

中国人民銀行の12日の発表によると、7月の人民元新規貸出額は、前年同月比▲1兆100億元の4,636億元となり、実体経済に供給される流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は前年同月比▲2,632億元の4,879億元となった。7月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+10.2%の149兆1,600億元と、伸び率は6月末の+11.8%より1.6ポイント鈍化した。

人民銀行は7月の新規貸出減少の理由について、融資業務の閑散期に当たる季節要因の他、昨年7月に株式市場急落の救済策として証券会社向け大口融資が実行された特別要因があったことを挙げた。加えて、今年に入って銀行の不良債権処理が強化され、一部既存貸出が地方政府債券に転換された為、当該貸出分を考慮すると、実際の新規貸出は発表した数字より大きいとも説明した。

(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式融資+保険会社賠償+投資用不動産+その他



RMB REVIEW

今週はデータのみの掲載とさせていただきます

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.08.15	6.6438	6.6387~ 6.6488	6.6406	-0.0040	6.5712	0.0582	0.85604	-0.0007	7.4172	0.0069	2.3900	3272.02	77.92
2016.08.16	6.6355	6.6212~ 6.6404	6.6260	-0.0146	6.6060	0.0348	0.85423	-0.0018	7.4655	0.0483	2.4300	3256.29	-15.73
2016.08.17	6.6220	6.6213~ 6.6375	6.6310	0.0050	6.5774	-0.0286	0.85526	0.0010	7.4712	0.0057	2.4600	3256.03	-0.26
2016.08.18	6.6260	6.6322~ 6.6348	6.6322	0.0012	6.6273	0.0499	0.85534	0.0001	7.5012	0.0300	2.5000	3249.80	-6.23
2016.08.19	6.6324	6.6324~ 6.6530	6.6500	0.0178	6.6392	0.0119	0.85786	0.0025	7.5329	0.0317	2.0500	3254.42	4.62

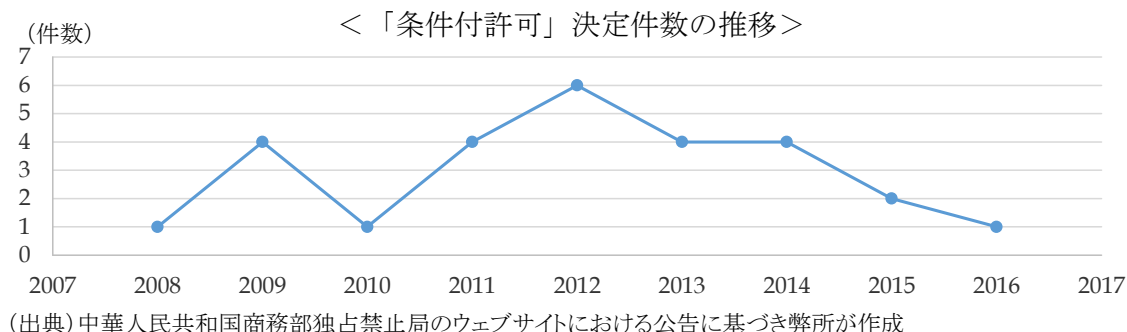
(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

事業者集中申告(その3)事業者集中の「条件付許可」決定について

1. はじめに

申告基準に達する事業者集中について申告が行われた後、国務院独占禁止法執行機関は、審査を行った上で、「禁止しない」、「条件付許可」又は「禁止」の決定を下します。このうち、「禁止」決定は、事業者集中が競争の排除、制限効果を有し又は有するおそれがある場合¹に下され、「条件付許可」決定は、禁止とまではいかないものの、事業者集中について集中が競争に対して及ぼす不利な影響を減少させる必要がある場合に下されます（独占禁止法²（以下「独禁法」といいます）第28条、第29条）。

決定の大部分は「禁止しない」決定であり³、「条件付許可」決定及び「禁止」決定はわずかな件数（「条件付許可」決定の推移は下記表のとおり）にとどまっています⁴が、「条件付許可」決定及び「禁止」決定が企業にもたらすインパクトは非常に大きいといえます。このため、本稿では、その中でも、付加条件が多岐に亘るなど若干複雑な構造となっている「条件付許可」決定について若干の解説を致します。



2. 「条件付許可」決定に関する法令の定め

(1) 根拠法令

「条件付許可」決定については、独禁法第29条の他に、2010年公布の「事業者集中における資産又は事業の分離の実施に関する暫定規定」⁵（以下「旧規定」といいます）、また、事業者集中の「条件付許可」

¹ 但し、事業者集中が競争に対して与える有利な影響が不利な影響よりも明らかに大きいこと、又は社会公共の利益に合致することを事業者が証明できる場合には、事業者集中の決定を禁止しないと決定することができます。

² 主席令第68号、2007年8月30日公布、2008年8月1日施行。

³ 公開された統計に基づく、その約97%を占めています。

⁴ 独禁法が施行された2008年から2016年8月1日現在までに、「条件付許可」決定は27件、「禁止」決定は2件となっています。

⁵ 商務部公告2010年第41号。2010年7月5日公布、同日施行。6号規定の施行により、2015年1月5日に廃止。

決定に関する4年近くにわたる実践を踏まえて2014年に公布された「事業者集中における制限条件の付加に関する規定(試行)」⁶(以下「6号規定」といいます)が根拠法令として挙げられます。

(2) 制限条件の種類

6号規定第3条によれば、制限条件の種類には以下のものが含まれます。

① 構造的条件

これには、有形資産、知的財産権等の無形資産又は関連権益等を分離する条件が含まれます。例えば、商務部が2015年11月25日付で公布した「商務部公告2015年第64号」では、A社によるB社の全持分の買収案件において、A社に対し、構造的条件として、指定された事業を完全に分離する義務を履行する条件が付加されています。

② 行為的条件

これには、ネットワーク又はプラットフォーム等のインフラ設備を開放し、基幹技術(特許、ノウハウ又はその他の知的財産権が含まれます)の使用を許諾し、排他的協定を終了する等の条件が含まれます。6号規定施行後においては、行為的条件に関する事例はまだありません。しかし、旧規定の下、商務部が2012年5月19日付で公布した「商務部公告2012年第25号」では、C社によるD社の買収案件において、C社に対し、行為的条件として、無償及び開放を基本に、指定されたプラットフォームをライセンスする条件が付加されています。

③ 総合的条件

これは、上記①及び②の条件を組み合わせた総合的条件です。

(3) 制限条件の確定等

制限条件の種類のほか、6号規定では、制限条件の確定プロセス(6号規定第2章)、制限条件の実施(6号規定第3章)、その監督(6号規定第4章)、制限条件の変更及び解除(6号規定第5章)について規定しています。

そのうち、制限条件の確定プロセスの概要は、以下のとおりです。

- i 商務部が、集中によって生じる又は生じるおそれのある競争の排除、制限効果を遅滞なく指摘し、かつ理由を説明する
- ii 申告者が、制限条件の提案を提出する
- iii 商務部は、申告者と協議を行い、制限条件の有効性、実行可能性及び適時性について評価を行う(評価の際は、関連政府部門、業界協会、事業者、消費者からの意見聴取が可能)

⁶ 商務部公告2014年第6号。2014年12月4日公布、2015年1月5日施行。

- iv 評価結果を申告者に通知する
- v 制限条件を付する旨の審査決定を社会に公表する

(4) 違反した場合の罰則

集中に参加する事業者が審査決定に違反した場合、商務部は、期限を定めて是正を命じ、情状が重い場合、集中実施の停止、期限を定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡、及びその他の必要な措置を講じて集中前の状態に回復させるよう命じ、50 万人民币元の過料に処することができます(6 号規定第 29 条)。

3. 「条件付許可」決定に関する事例(「商務部公告 2016 年第 38 号」)

「条件付許可」決定が下された近時の事例(ビール会社による M&A 案件)をご紹介します。

(1) 背景

2008 年当時、E 社は、F 社を買収し、**EF 社**を設立することを発表しました。その際、E 社と F 社の売上高が中国における事業者集中の申告基準に達していたことから、E 社は事業者集中の申告を行い、商務部によって審査が行われました。結果として、E 社に対し、「中国の **G 社**及び H 社の株式保有の追求をしてはならない」等の制限条件が付された「条件付許可」決定が下されました。

その後、2015 年になって、**EF 社**は、I 社を買収することとなりました。しかし、I 社が **G 社**の 49%の持分を保有していたため、**EF 社**が I 社の買収を通して **G 社**の 49%の持分を保有することになってしまうことが、2008 年当時の「条件付許可」決定との関係で問題となりました。

(2) 立件、審査及び分析

EF 社は商務部と申告前の相談を行った上で申告を行い、これを受け商務部は、立件、審査を開始しました。商務部は、審査過程において、関連政府部門及び業界協会からの意見を聴取し、本件が競争を排除、制限する効果を有することなどの分析を行いました。また、商務部と**EF 社**及び I 社は、事業者集中が競争に対して及ぼす不利な影響を減少させる制限条件に関する協議を度々行い、**EF 社**及び I 社は制限条件に対する意見の修正案を数度に亘り提出しました。

商務部は、6 号規定に従い、分離する持分の範囲及び有効性、分離する持分の存続性、競争性及び売却可能性、分離する持分の売主の適格性等の方面から重点的に評価を行った上で、**EF 社**及び I 社が 2016 年 7 月 14 日及び 7 月 21 日に商務部にそれぞれ提出した制限条件に関する最終案により、本件の事業者集中が競争に対して及ぼす不利な影響を除去することができるとの判断を下しました。

(3) 決定

2016 年 7 月 29 日、商務部は、本件の事業者集中について、「条件付許可」決定を下しました。制限条件は以下のとおりです。

- ① I 社が保有する **G 社** の 49% の持分を分離すること
- ② **EF 社** が商務部に提出した「合意」に厳格に従い、**G 社** の 49% の持分を J 社に売却すること
- ③ **EF 社** による I 社の持分買収取引完了後 24 時間以内に分離を完了させることを確保すること、公告の日から分離が完了するまで、6 号規定第 20 条⁷の規定を厳格に遵守し、分離する持分の存続性、競争性及び売却可能性を確保すること

4. 今後の動向

これまでに商務部が下した事例では、現時点においては、上記 3 でも取り上げた分離(構造的条件)の制限条件が付された「条件付許可」決定が比較的高い割合を占めますが、実務における経験の蓄積に伴い、より多くの行為的条件又は総合的条件が付された「条件付許可」決定が下されることが予想されますので、この点に注意を払う必要があります。また、事業者集中の審査許可の過程においては、商務部とのスムーズなコミュニケーションが欠かせません。集中が競争を排除、制限する効果を有する又は有する可能性があるとの意向を商務部が示した場合、企業としては、制限条件の付加と同時に自己の利益をも最大限に確保するため、早急に対策プランを立案した上で、その後の商務部とのコミュニケーション、制限条件の提案などを行っていくことが重要です。

以上

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 9 月 24 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>

⁷ 6号規定第20条には、分離義務者の義務が規定されています。